

令和6年度秋田県一般競争入札参加資格審査

申請の手引

令和6年度に秋田県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者は、次の要領により申請してください。

1 資格審査を行う建設工事の種類

- (1) 一般土木工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 法面工事
- (4) 電気工事
- (5) 給排水暖冷房衛生設備工事
- (6) 鋼構造物工事
- (7) 舗装工事
- (8) 一般塗装工事
- (9) 路面標示工事
- (10) 機械器具設置工事
- (11) 電気通信工事
- (12) 造園工事
- (13) さく井工事
- (14) 水道施設工事

2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

資格審査の申請をする日において、次の要件を満たすこと。

- (1) 1(1)から(14)までの建設工事の種類に応じ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出される直近の総合評定値が、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる建設業の種類に応じ、同表の右欄に定める総合評定値以上であること。

建設工事の種類	建設業の種類	総合評定値
一般土木工事	土木工事業	920点
建築一式工事	建築工事業	940点
法面工事	とび・土工工事業	660点
電気工事	電気工事業	800点
給排水暖冷房衛生設備工事	管工事業	800点
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	850点
舗装工事	舗装工事業	950点
一般塗装工事	塗装工事業	750点
路面標示工事	塗装工事業	760点
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	590点
電気通信工事	電気通信工事業	590点
造園工事	造園工事業	750点
さく井工事	さく井工事業	660点
水道施設工事	水道施設工事業	730点

3 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（4(2)に該当する者を除く。）は、次により申請すること。

(1) 申請に必要な書類

ア 秋田県一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

イ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は別紙二（2）営業所一覧表の写し
ウ 2(2)の総合評定値が記載された総合評定値通知書の写し

エ ウの総合評定値通知書に記載された審査基準日に対応する工事経歴書
（建設業法施行規則別記様式第2号） 2年分又は3年分

オ 委任状（契約締結権限等の委任を行う場合に添付。様式は任意。）

(2) 申請書類の作成に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 申請書用紙の交付場所及び問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設部建設政策課建設業チーム（電話番号018-860-2425）

郵送による申請書用紙の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

(4) 申請書類の受付期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、随時受け付ける。

(5) 申請書類の提出方法

(3)に記載された場所に持参すること。

(6) その他

資格審査の公正を図るため、(1)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

4 資格者の決定等

(1) 資格審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(2) 令和6年度秋田県建設業者等級格付名簿に登載されている者で、資格審査時において、2(2)の資格を満たしているものは、資格者とみなし、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

5 資格の有効期間等

(1) 資格の有効期間

資格者として決定された日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

ア 令和7年3月31日

イ 3(1)ウの総合評定値通知書における審査基準日から1年7月を経過した日

(2) 有効期間の延長

令和7年3月31日前に資格の有効期間が満了する者で、再度資格審査を受け、資格者の決定がなされたものについては、同日まで資格の有効期間を延長することができる。

6 資格者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、その旨を通知する。

(1) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当すると認められるとき。

7 申請事項の変更届

資格者は、申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を提出すること。